

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

# 英国内務省

## 国別政策及び情報 ノート トルコ：アレヴィー派（Alevis）

第2.0版

2017年8月

## 序文

この文書は、英国内務省（Home Office）における特定の種類の保護と人権の申請の取扱いに関し、意思決定者に、出身国情報（COI：Country of Origin Information）と政策指針を提供する。本文書の中には、申請が庇護、人道的保護又は裁量による在留許可の認定を受ける正当性があるかどうか、また、申請が却下されようとしている場合において、当該申請が2002年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第94条に基づき、「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性が高いかどうかについての記述が含まれている。

意思決定者は、申請事案を、その具体的な事実関係及び関係する全ての証拠（本文書に含まれる政策指針、入手できるCOI、適用される判例及び関連政策に関する内務省の案件審査業務向けガイダンスを含む）を考慮に入れた上で、個別に審査しなければならない。

### 国別情報

本文書内のCOIは、「出身国情報の処理に関する欧州連合共通ガイドライン（Common EU [European Union] Guidelines for Processing Country of Origin Information（COI））」及び「欧州庇護支援事務所の調査向けガイドライン、国別情報の報告手法（European Asylum Support Office's research guidelines, Country of Origin Information report methodology）」に定める原則に従って、すなわち、その関連性、信頼性、正確性、客觀性、最新性、透明性及び追跡可能性を十分考慮に入れながら、調査した上で提示されている。

全ての情報は、一般に信頼でき、かつ、公衆が利用できる情報源から慎重に選択されたものであり、又は一般に入手することができる情報である。裏付け文書の詳細な出版情報は脚注に記載されている。情報が正確であり、バランスが保たれており、裏付けられていることを保証するため、また、公表時点で包括的かつ最新の状況が提供されることを確実にするため、通常は複数の情報源を利用している。様々な見解や意見を提供するため、情報は可能な限り比較され、対照されている。情報源を掲載しているが、それを以て情報又は表明された見解を支持しているということではない。

### フィードバック

我々の目標は、提供する資料を継続的に改善することである。したがって、本文書にコメントを寄せたい場合には、国別政策・情報チーム（Country Policy and Information Team）まで電子メールを送信していただきたい。

### 国別情報に関する第三者諮詢機関

国別情報に関する独立諮問機関（ IAGCI : Independent Advisory Group on Country Information ）は、内務省のCOI資料の内容について国境・移民局独立首席調査官（ Independent Chief Inspector of Borders and Immigration ）に勧告を行う目的で 2009 年 3 月に同首席調査官によって設置された。 IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続きまたは政策を承認することは、 IAGCI の役割ではない。

IAGCIの連絡先

国境・移民局独立首席調査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN

電子メール : chiefinspector@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCIの職務に関する情報及び IAGCI が既に検証を終えた COI 文書のリストは、独立首席調査官の下記ウェブサイトで閲覧可能である。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

## 目次

<b>政策指針</b> .....	.5
1. 序論.....	5
1.1 申請の根拠.....	5
2. 問題の検討.....	5
2.1 信憑性.....	5
2.2 リスク評価.....	5
2.3 保護.....	7
2.4 国内移住.....	8
2.5 証明.....	8
3. 方針の概要.....	9
 国別情報.....	10
4. アレヴィー派 ( Alevism ) .....	10
4.1 信仰と慣習 .....	10
4.2 人口 .....	12
5. 法的権利 .....	12
5.1 法的枠組み .....	12
5.2 差別禁止法 .....	13
6. 国家による処遇と態度 .....	16
6.1 宗教の自由 .....	16
6.2 政治的代弁 .....	18
6.3 礼拝所 .....	19
6.4 教育 .....	21
6.5 識別カード上の宗教 .....	24
6.6 放送メディア .....	25
6.7 2016年7月のクーデター未遂以降の状況 .....	26
7. 社会的差別 .....	27
7.1 社会の態度 .....	27
7.2 2016年7月のクーデター未遂以降の状況 .....	29
7.3 テロリスト集団の脅威 .....	30
バージョン管理及び連絡先情報.....	33

# 政策指針

更新日：2017年8月1日

## 1. 序論

### 1.1 申請の根拠

1.1.1 庇護申請者が、自身のアレヴィー信仰を理由に、国家又は非国家主体による迫害又は深刻な危害を加えられるとの恐怖を抱いている。

## 2. 問題の検討

### 2.1 信憑性

2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針を参照。

2.1.2 また、意思決定者は、庇護申請者が以前に英國査証又はその他の形態の在留許可を申請しているかどうかを確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接を実施する前に調査しなければならない（査証の一致、英國査証申請者による庇護申請に関する庇護指針を参照）。

2.1.3 さらに、意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性を検討しなければならない（言語分析に関する庇護指針を参照）。

### 2.2 リスクの評価

#### a. 国家による処遇

2.2.1 宗教と良心の自由はトルコ憲法と関係法で保障されている（法的枠組みを参照）。しかしながら、厳格な世俗主義国家としてトルコは公的生活における宗教の不在を要求する。そのため、多数派であるスンニー派イスラム教徒教団も含め、トルコには完全な法的地位を持つ宗教コミュニティはなく、どの宗教団体も国による統制を受けるため、彼らの持つ礼拝所の維持や、聖職者の訓練、宗教教育の提供の権利は制限されている（宗教の自由を参照）。

2.2.2 トルコ政府はアレヴィー派を、単独の宗教ではなく、異端なイスラム教の分派と捉えている（アレヴィー派（Alevism）を参照）。その結果、アレヴィー派の礼拝所（ジェムエヴィ、cemevi）とアレヴィー派の宗教指導者は正式登録されていない。未登録の礼拝所

での礼拝は技術的には違法行為だが、実際のところ、アレヴィー派は自らの信仰を自由に実践し、新たなジェムエヴィ（cemevi）も建設できている（礼拝所を参照）。

2.2.3 登録礼拝所と違い、ジェムエヴィ（cemevi）には国からの補助金がない。しかしこれが差別に当たるとの欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）の裁定を受け、トルコ政府は2015年に、ジェムエヴィ（cemevi、礼拝所）に法的地位を認めると述べたが、まだ完全には実現しておらず、一部の地方自治体だけがジェムエヴィ（cemevi、礼拝所）を正式な礼拝所と宣言している（礼拝所を参照）。

2.2.4 アレヴィー派は教育においても不平等な処遇を受けている。登録済みの非イスラム教団の構成員は、学校での宗教教育を法的に免除される。しかしアレヴィー派には免除が一切認められない。さらに、トルコ当局は宗教カリキュラムにアレヴィー派の資料を追加したが、多くのアレヴィー派はこの資料を不十分であり、時に不正確なこともあると考えている（教育を参照）。

2.2.5 従来は、国民識別カードに宗教の欄があり、アレヴィー派は選択肢として許容されなかった。但し、2017年1月には個人の宗教をカード券面に表示しない、新しい国民識別カードが導入された（識別カード上の宗教を参照）。

2.2.6 一般的には国により迫害や重大な危害を加えられる真のリスクはなく、アレヴィー派は自由に宗教を実践できる。特に彼らの礼拝所の財政と教育に関しては、ある程度の国の差別はあるものの、その性質も頻度も迫害や重大な危害にあたるほど深刻ではない。

#### b. 非国家主体による処遇

2.2.7 アレヴィー派に対するヘイトスピーチや社会的差別、暴力のインシデントの報告がある。これは彼らを無信仰者又は悪魔崇拝者と感じる熱烈なスンニー派からアレヴィー派に向かうのが通例である。但しこれらのインシデントは稀であり、殆どのアレヴィー派は日々ほぼ問題なく他のコミュニティと共に存していると報告されている（社会的差別を参照）。

2.2.8 2016年7月にトルコで発生したクーデター未遂の直後に、多数のアレヴィー派信者が、クーデター未遂に反対する者から脅しや暴力を受けたと報告し、当局はそれに対し効果的な保護を講じた（社会的差別：2016年7月のクーデター未遂以降の状況を参照）。

2.2.9 近年ではアレヴィー派もテロリスト集団の脅威を感じている。しかし、トルコ当局は、国家以外の武装集団に備えて保護を提供する意欲も能力もあるようである（テロリスト集団の脅威を参照）。

2.2.10 トルコ国内に住むアレヴィー派の人数に比してインシデントの報告件数が少ないことを考えると、非国家主体から重大な危害を受けるリスクは統計的に非常に低い。一般にアレヴィー派は、非国家主体から迫害や重大な危害に当たるような処遇を受けていない。

2.2.11 しかし、意思決定者は、庇護申請者を真に迫害や重大な危害のリスクに晒しうる、申請者固有の要因が存在するかを検討しなければならない。トルコに帰国した場合には、非国家主体による迫害や重大な危害のリスクに晒さるということを示す義務は申請者にあり、案件ごとに固有の事実を鑑みて考慮されなければならない。

2.2.12 リスク評価に関する指針の詳細は、信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針を参照。

### 2.3 保護

2.3.1 庇護申請者が恐れるのは国家による迫害や重大な危害である場合、彼らは当局に保護を求めることができない。

2.3.2 庇護申請者が恐れるのが、無法国家行為者を含む非国家行為者による迫害や重大な危害である場合、概して国家は効果的な保護を提供する意欲と能力を持ち合わせている。

2.3.3 『憎悪と差別』による犯罪を、宗教その他の理由による憎悪/差別的違法行為に対する刑罰と共に導入するため、トルコ刑法は2014年3月に改正された。さらに、トルコ刑法122条の改正により、経済活動と雇用における差別的で憎悪に基づく慣行に対する刑罰が導入された(差別禁止法を参照)。警察官に対する虐待の苦情を申し立てる手段は存在する(トルコに関する国別政策及び情報ノート：保護の行為者及び国内移住を含む背景情報を参照)。

2.3.4 2016年7月のクーデター未遂直後に、アレヴィー派の多い地域で社会的暴力や抗議のインシデントがあり、警察は実効ある保護を提供したことである。(社会的差別：2016年7月のクーデター未遂以降の状況を参照) 同様に当局はアレヴィー派に、Daesh (IS)など非国家武装集団による継続的な脅威からの効果的な保護を提供している。(テロリスト集団の脅威を参照)。

2.3.5 意思決定者は各案件を個別の事実に基づいて考慮する必要がある。国による保護を求めることが得ることもできないことを立証する責任は庇護申請者にある。

2.3.6 トルコに関する国別政策及び情報ノート：保護の行為者及び国内移住を含む背景情報も参照。

2.3.7 国家当局による保護の有無の評価に関する指針の詳細は、庇護申請に関する指示：信憑性の評価及び難民の地位を参照。

#### 2.4 国内移住

2.4.1 庇護申請者の恐れるのは国家による迫害や重大な危害である場合、彼らはそのリスクを逃れる目的での国内移住ができない。

2.4.2 アレヴィー派コミュニティはトルコ全土に散在しており、アレヴィー派が地域社会で敵視される場合も、トルコ国内の他の場所に移住して回避するのは合理的であることが通例である。

2.4.3 トルコに関する国別政策及び情報ノート：保護の行為者及び国内移住を含む背景情報も併せて参照。

2.4.4 国内移住に関する指針及び考慮すべき要因について詳しくは、庇護申請に関する指示：信憑性の評価及び難民の地位を参照。

#### 2.5 証明

2.5.1 庇護申請が拒否される場合、その申請が 2002 年国籍、移民及び庇護法第 94 条下の「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性が高い。

2.5.2 証明に関する指針詳細については、2002 年国籍、移民及び庇護法第 94 条の、保護及び人権申請の証明（明らかに根拠のない申請）を参照。

### 3. 方針の概要

3.1.1 トルコ政府はアレヴィー派を、単独の宗教ではなく、異端なイスラム教の分派と捉えており、正式に登録していない。しかしながらアレヴィー派は自由に宗教活動を行える。彼らの礼拝所はこれまで登録されていなかったが、トルコ政府は将来的に法的地位を与えることを示唆しており、一部の地方で実行されつつある。アレヴィー派は教育において不平等な待遇を受けていると報告されているが、概して迫害や深刻な危害には当たらない。

3.1.2 アレヴィー派に対するヘイトスピーチや社会的差別、暴力のインシデントの報告が少ないながらもあるが、概してアレヴィー派は他の集団と平和的に共存している。

3.1.3 2016年7月のクーデター未遂直後に、アレヴィー派の多い地域で脅しや社会的暴力、抗議のインシデントがあったが、警察は効果的な保護措置を講じたと報告されている。同様に、当局はDaesh (IS)などの非国家武装集団からの継続的な脅威に対しても、アレヴィー派に効果的な保護を提供している。

3.1.4 庇護申請者が非国家主体又は無法国家主体による迫害や重大な危害を恐れているのであれば、概して国家には効果的な保護を講じる意欲と能力がある。

3.1.5 一般的に、庇護申請者は社会的虐待を逃れるために国内移住が可能であるが、虐待の行為者が当局である場合には、国内移住は合理的ではない。

3.1.6 庇護申請が拒否される場合、その申請は「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性が高い。

## 国別情報

更新日：2017年7月25日

### 4. アレヴィー派 (Alevism)

#### 4.1 信仰と慣習

4.1.1 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル ( Minority Rights Group International ) は次のように記述した：

「アレヴィー ( Alevi ) は、 [正統派から逸脱した意見を持ち] 様々な特性も持つイスラム教シーア派の大勢の異端者に使われる用語である。従ってアレヴィー派はトルコ国内最大の宗教的マイノリティである。技術的に、アレヴィー派はイスラム教シーア派の宗派に該当するが、彼らは他国のシーア派コミュニティとは根本から異なる様々な解釈がされている。また、彼らはイスラム教の実践と解釈においても多数派のスンニー派イスラム教徒とは大きく異なる。

「アレヴィー派の圧倒的多数派を占めるのが、クズルバシュ ( Kizilbash ) 又はベクタシュ ( Bektashi ) 出身者で、二つの集団は実質的に同じ宗教体系を信仰するが、個別の組織となっている。アレヴィー派のズルバシュ ( Kizilbash ) は伝統的に大多数が地方にあり、出自を両親から獲得する。しかしへクタシュ ( Bektashi ) は大半が都市部にあり、イスラム教徒であれば誰でも加入できると正式に主張している。

「言語的に、彼らは次の 4 つの集団で構成される。アゼルバイジャン系トルコ語、アラビア語、トルコ語、クルド語 ( Kurmanci 及び Zaza ) である。最後の 2 分類が、アレヴィー派最大の集団を形成する。政治的には、クルド系アレヴィー派は、自らの属する民族コミュニティと、宗教コミュニティのどちらに忠誠を尽くすかというジレンマを抱えている。特に多くの者がスンニー派クルド人に憤慨していることから、クルド人との民族的連帯よりも宗教的連帯を重視する者もいる。そうした緊張が新たな民族-宗教紛争に発展する可能性を恐れる者もいる。

「アレヴィー派は、初心者には教えない真理の道を共有し、スーフィ (Sufis) 派と同様にコーランには表と裏の意味があると主張する。そこには従属からシャリア・イスラムまで、'博愛'から '神の神秘的理解' そして究極は '神の現実の内在的経験' までを介した、段階的な神性の理解がある。彼らの信仰告白には、アリと神、そして預言者マホメットが含まれる。アレヴィー派はスンニー派イスラム教徒と表面上は次のように異なる。例えば、アレヴィー派はラマダンではなく、ムハッラムの 10 日間 ( Ten Days of Muharram ) に断食する ( シア派のイマーム・フセインの殉教記念 )。礼拝中にひれ伏さない。モスクを持たない。強

力な相互扶助の原理はあるが、正式な慈善の義務はない。」<sup>1</sup>

4.1.2 アレヴィー派の信仰と慣習についての詳細は、約 300,000 名の在英アレヴィー派信者の所属団体である、英国アレヴィー連合（ Britain Alevi Federation ）のウェブサイトで確認できる。<sup>2</sup>

## 4.2 人口

4.2.1 米国務省（ US Department of State ）の 2015 年国際宗教自由報告書には次のように記述されている：

「学術的には、アレヴィー派イスラム教徒は 1500 万～ 2000 万人と推定されている。アレヴィー派財団の指導者は同国在住のアレヴィー派信者が 2000 万～ 2500 万人いるとして、より高い推定値を報告している。」<sup>3</sup>

4.2.2 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（ Minority Rights Group International ）は次のように記述した：

「アレヴィー派の人数は集中の問題である。推定値は総人口の 10% から最大 40% までの幅がある…。アレヴィー派のベクタシュ教団（ Bektashi Federation ）は、トルコ国内には人口のほぼ 33% にあたる約 2500 万名のアレヴィー派信者がいると主張している。」<sup>4</sup>

---

<sup>1</sup> マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（ Minority Rights Group International ）、「少数民族と先住民の世界要覧」 最新版。

<http://minorityrights.org/minorities/alevis/> [アクセス日：2017 年 6 月 16 日]

<sup>2</sup> 英国アレヴィー連合（ Britain Alevi Federation ）、「アレヴィー派」 最新版。

[http://www.alevinet.org/AjaxRequestHandler.ashx?Function=GetSecuredDOC&DOCURL=App\\_Data/alevinet\\_org/Alevism-Resorces\\_en-GB/\\_Documents\\_2015-16/151854076\\_109173189\\_ALEVISIM.pdf](http://www.alevinet.org/AjaxRequestHandler.ashx?Function=GetSecuredDOC&DOCURL=App_Data/alevinet_org/Alevism-Resorces_en-GB/_Documents_2015-16/151854076_109173189_ALEVISIM.pdf) [アクセス日：2017 年 7 月 25 日]。

<sup>3</sup> 米国務省（ US Department of State ）、「 2015 年国際宗教自由報告書：トルコ」（ 2016 年 8 月 10 日付）（第 1 節：宗教人口統計）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2015&dlid=256251> [アクセス日：2017 年 6 月 19 日]

<sup>4</sup> マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（ Minority Rights Group International ）、「少数民族と先住民の世界要覧」 最新版。

<http://minorityrights.org/minorities/alevis/> [アクセス日：2017 年 6 月 16 日]

## 5. 法的権利

### 5.1 法的枠組み

5.1.1 米国務省（ US Department of State ）の 2015 年国際宗教自由報告書には次のように記述されている：

「憲法ではトルコを非宗教国家と定義して、良心、信教、信条、表現、信仰の自由を規定している。憲法では宗教的根拠による差別や、『宗教や宗教感情、又は宗教により神聖視されるもの』の利用や乱用を禁じている。」

「トルコ政府は、宗教的な問題を、政府宗教局（ Diyanet ）を通じて調整・統括している。政府宗教局（ Diyanet ）の機能は、スンニー派イスラムの信条と慣行、道徳規範の推進と、国民への宗教問題の啓蒙、そして礼拝所の管理である。総理府の下で活動するこの組織には、首相の任命する局長が統括し、聖職者と大学の進学かが投票で選ぶ 16 人制の評議会により運営される。政府宗教局（ Diyanet ）には、宗教問題、教育、サービス、刊行物、広報を管轄する各高等評議会という 5 つの主要部門がある。

「宗教団体に政府登録は義務付けられていないものの、未登録の宗教団体は礼拝所に対する法的承認を要請できない。礼拝所としての登録を受けていない場所での礼拝の実施は違法行為にあたり、罰金もしくは会場の閉鎖で罰せられる可能性がある。宗教集団は、慈善や文化的な理由に関連している場合には、協会又は財団として登録できる。不動産の所有が認められているのは、宗教コミュニティ財団のみである。」<sup>5</sup>

5.1.2 普遍的・定期的レビュー作業委員会（ Working Group on the Universal Periodic Review ）による 2014 年 10 月の国別報告書に対し、トルコ政府は次のように記述した：

「宗教と良心の自由は、憲法と関連法で固く保障されている。すべての人に良心と信教、信条の自由がある。何者も、崇拝や、宗教的な祭祀・儀式への参加、信教や信条の開示を強制されず、信教や信条を理由に非難・告発されることはない。」

「トルコ法で信教や信条の流布は禁じられていない。逆に、信教の表現や流布を強制又は脅迫により禁止することは違法とされる。

---

<sup>5</sup>米国国務省（ US Department of State ）、「2015 年国際宗教自由報告書：トルコ」（ 2016 年 8 月 10 日付）（第 2 節：法的枠組み）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2015&dlid=256251> [アクセス日：2017 年 6 月 19 日]

「寛容と相互理解の環境推進の点からは、異なる宗教集団に属するトルコ国民は独自の宗教儀式を自由に行うことができる。2010年以降、宗教儀式は様々な礼拝所で行われてきた。これには、トラブゾン(Trabzon)の歴史あるスメラ修道院(Sumela Monastery)や、ヴァン湖のアクダマル島(Akhdamar Island of Lake Van)にある聖十字アルメニア教会(Surp Hac Armenian Church)、ディヤルバカル(Diyarbakir)のスル(Sur)地区にあるSurp Giragosアルメニア正教会、アランヤにあるAya Yorgi教会が含まれる。

「レビューの最初のサイクル以降、信仰の異なるグループ間の対話が強まっている。それに従い、トルコ政府上層部は様々な信仰グループの代表や、各コミュニティの精神的指導者と会談している。それらのグループが直面する問題への対処は優先されている。<sup>6</sup>

5.1.3 米国国際宗教自由委員会(United States Commission on International Religious Freedom, USCIRF)の2017年年次報告書には次のように記された：

「1982年のトルコ憲法では、信条と崇拝の自由、そして宗教思想の個人的流布を規定し、宗教を理由とする差別を禁じた。それにもかかわらず、政府は、世俗主義に関し、宗教コミュニティをその慣行と礼拝所への国の規制を要求するものと解釈している。トルコにおけるイスラム教の実践には政府宗教局(Presidency of Religious Affairs, Diyanet)が統制を維持している。他の地域は、General Directorate for Foundations(Vakiflar)の保護下にある」<sup>7</sup>

## 5.2 差別禁止法

5.2.1 欧州委員会(European Commission)は2014年トルコに関する進捗報告書(対象期間：2013年10月～2014年9月)の中で次のように報告した：

「『憎悪と差別』に言及するため、刑法が[2014年]3月に改正された。この改正では、言語や民族、国政、肌の色、性別、障害、政治的見解、哲学的信条、宗教や宗派に基づくものも含めたヘイト犯罪に対する刑が厳罰化された。但し、改正には出身民族、性的指向、性同一性に基づくヘイト犯罪は含まれなかった…

<sup>6</sup>国連人権理事会(UN Human Rights Council)、人権理事会決議の添付書類段落5に則り提出された国別報告書(16/21：トルコ、2014年10月30日付)A/HRC/WG.6/21/TUR/1(段落55、59)、<http://www.refworld.org/country,,UNHRC,,TUR,,54c108254,0.html>。[アクセス日：2017年6月27日]

<sup>7</sup>米国国際宗教自由委員会(USCIRF: United States Commission on International Religious Freedom)、「2017年年次報告書」(p187)(2017年4月26日付)  
<http://www.uscirf.gov/sites/default/files/2017.USCIRFAnnualReport.pdf>。[アクセス日：2017年6月27日]

「反差別の分野では、障害に基づく非差別の原則が国家教育法と労働法に導入された。さらに、トルコ刑法 122 条の改正で経済活動と雇用における差別的な、憎悪に基づく慣行に対する刑罰が導入された。性的指向や、年齢に基づく差別に関して保護する法律はまだない...」

「トルコ刑法は、差別反対、言語、民族、肌の色、性別、障害、政治的意見、哲学的信条、宗教などを理由とした差別が許されないとして規制している。ヘイト犯罪に言及し、差別に対する刑を厳罰化する為に改正された。動産や不動産の販売や賃貸を、一般大衆に提示しながらも特定の個人には拒否すると差別と見なされ、犯罪となる。しかしながら、出身民族、性的指向、性同一性に基づく差別は[2014 年]3 月の刑法改正では挙げられなかった。これはロマ人やクルド人など最も不利な境遇におかれたグループには重大な影響がある...。反差別・平等理事会 (Anti-discrimination and Equality Board) の設立に関する法律の草案は、総理府で保留とされている。」<sup>8</sup>

5.2.2 レジストレーション・オンライン (Legislation Online) によると、トルコ刑法 122 条は次のように読み取れる：

「(1) 言語や、民族、肌の色、性別、障害、政治的見解、哲学的信条、宗教、宗派、又は同様な理由を根拠として、次のように他者を差別する者：

- a. 個人資産や不動産の販売や譲渡/サービスの実施や享受の妨害、又は雇用の提供や雇用の拒否
- b. 食品の差し控え、又は一般に提供されるサービスの拒否
- c. 他者による通常の経済活動の実行を妨害する行為

上記の場合は 6 カ月から 1 年の刑期又は罰金を伴う刑罰を受ける。」<sup>9</sup>

5.2.3 2017 年 1 月に公開した欧州における差別禁止法の比較研究の中で、欧州委員会 (European Commission) は、2016 年年初時点でのトルコにおける主要且つ具体的な差別禁止法を次のように要約した<sup>10</sup>

---

<sup>8</sup> 欧州委員会 (European Commission), 「2014 年トルコに関する進捗報告書」(2014 年 10 月 8 日付)(第 23 章：司法と基本的権利、41、58、60 頁)  
[http://ec.europa.eu/enlargement/pdf/key\\_documents/2014/20141008-turkey-progress-report\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enlargement/pdf/key_documents/2014/20141008-turkey-progress-report_en.pdf) [アクセス日：2017 年 6 月 19 日]

<sup>9</sup> レジストレーション・オンライン (Legislation Online), 「トルコ刑法」最新版。  
<http://www.legislationonline.org/documents/action/popup/id/18562>. [アクセス日：2017 年 7 月 25 日]

<sup>10</sup> 欧州委員会 (European Commission), 両性の平等と差別禁止における比率専門家の欧州

憲法の差別禁止規定	主要且つ具体的な差別禁止法	対象とする差別理由
憲法 10 条	障害者法( 第 5378 号 )2005 年 7 月 1 日、直近の改正は 2014 年	障害
	労働法 ( 第 4857 号 )2003 年 5 月 22 日、直近の改正は 2015 年	言語、民族、肌の色、性別、障害、政治的意見、哲学的信条、宗教、宗派、同様のその他事項

5.2.4 2016 年トルコに関する進捗報告書（対象期間：2015 年 10 月～2016 年 9 月）の中で、欧州委員会（European Commission）は次のように報告した：

「差別禁止について、トルコ人権平等機関に関する新法は、多数の理由に基づく差別を禁じてあり、正しい方向に向かっている。欧州連合基本権憲章に則った、差別と闘う専用の、性的指向も含む、完全に包括的な法律を採用する必要性が依然としてある。トルコには、欧州人権裁判所（ECHR）のプロトコル 12 を速やかに批准し、汎用的な差別禁止を実現することが推奨される。これは法的確実性を強化することとなる。国家人権平等機関（National Human Rights and Equality Institution）を速やかに設立し、差別案件の処理を開始する必要がある。

「ヘイト犯罪に関し刑法は不完全であり、国際水準のベストプラクティスには完全には達していない。この分野においてトルコは、人種主義と不寛容に反対するヨーロッパ委員会（European Commission against Racism and Intolerance, ECRI）と欧州会議（Council of Europe）による推奨事項を考慮するべきである。

「さらに、規程では出身民族や性的指向に基づくヘイト犯罪を対象にしていない。差別禁止は法律上も実践の上でも十分に執行されておらず、マイノリティの権利は十分に維持されていない。民族グループと宗教グループ、並びに性の多様化を推進するグループは、社

---

ネットワーク（European network of legal experts in gender equality and non-discrimination）「2016 年欧洲における差別禁止法の比較分析」（130 頁）（2017 年 1 月 12 日付）

<http://www.equalitylaw.eu/downloads/3987-a-comparative-analyses-of-non-discrimination-law-in-europe-2016-pdf-1-2-mb> [アクセス日：2017 年 6 月 19 日]

会と雇用における差別の事例を報告し続けている。」<sup>11</sup>

5.2.5 トルコに関する国別政策及び情報ノート：保護の行為者及び国内移住を含む背景情報  
を参照。

## 6. 国家による処遇と態度

### 6.1 宗教の自由

6.1.1 2015年12月の記事の中でデイリー・サバハ（Daily Sabah）は、アレヴィー派コミュニティの懸念を解消するための政府の措置（アレヴィー・イニシアティブ）に次のように言及した：

「[このイニシアティブは]Recep Tayyip Erdogan が首相を務めていた 2009 年に開始され、アレヴィー派指導者と社会の様々なセグメントの代表も参加する 7 つの検討部会が 6 カ月にわたり開かれた。さらに 2011 年 11 月 23 日に Erdogan は、1937 年に発生したデルシム（Dersim）の悲劇に対し国を代表して謝罪した。

「この事件は、共和人民党（Republican Peoples' Party, CHP）の単独政党時代に発生したアレヴィー派の反乱の後、1937 年と 1938 年に デルシム（Dersim）で起こったアレヴィー派ザザ人（Alevi Zaza）の大量虐殺を指す。国家憲兵報告書によると、13,806 名が死亡し、少数民族の融和を目的としていた 1934 年再定住法の後に発生した反乱に対する軍事キャンペーンにより、何千もの人々が国内で退去させられた。Erdogan はこの事件をトルコ近代史における最も苦しい、流血の悲劇のひとつと形容した。」<sup>12</sup>

6.1.2 米国務省の 2015 年を期間とする国際宗教自由報告書には次のような記述がある：

「政府は以降もアレヴィー派（Alevism）をイスラム教の異端な分派として捉えつづけ、アレヴィー派イスラム教の信仰を経済的に支援しなかった。アレヴィー派指導者は、政府が宗教改革の要求に応えなかったと述べ、安全上の懸念を表明した。」<sup>13</sup>

---

<sup>11</sup> 欧州委員会（European Commission），「欧州委員会職員作業文書：2016 年トルコに関する報告書」（2016 年 11 月 9 日付）（74-75 頁）

[https://ec.europa.eu/neighbourhood-enlargement/sites/near/files/pdf/key\\_documents/2016/20161109\\_report\\_turkey.pdf](https://ec.europa.eu/neighbourhood-enlargement/sites/near/files/pdf/key_documents/2016/20161109_report_turkey.pdf). [アクセス日：2017 年 6 月 2 日]

<sup>12</sup> デイリー・サバハ紙（Daily Sabah），「アレヴィー派の礼拝所に法的地位を承認」（2015 年 12 月 10 日付）

<https://www.dailysabah.com/turkey/2015/12/10/alevi-houses-of-worship-to-be-granted-legal-status> [アクセス日：2017 年 6 月 19 日]

<sup>13</sup> 米国国務省（US Department of State），「2015 年国際宗教自由報告書：トルコ」（2016 年 8 月 10 日付）（第 2 節：政府の慣行）

6.1.3 2016年トルコに関する進捗報告書(対象期間:2015年10月~2016年9月)の中で、欧州委員会(European Commission)は次のように報告した:

「欧州人権裁判所(European Court of Human Rights, ECtHR)による複数の判決の実施も含め、アレヴィー派コミュニティに関する未解決の問題に対処する必要がある。」<sup>14</sup>

6.1.4 国際危機グループ(International Crisis Group)は2016年11月に次のように報告した:

「アレヴィー派には、公正発展党(Justice and Development Party, AKP)政権が応えてこなかった、長期にわたる未解決の要求と治安上の懸念がある。彼らは同党上層部で代弁されることはほぼなく、自分たちの礼拝所(cemevis)に法的地位がないことから差別を受けていると感じ、軽蔑的な言葉や、国と政府から保護されない点で苦情を漏らしている。最近では、9月に開通したボスポラス大橋(Bosphorus Bridge)がYavuz Sultan Selimにちなんで命名されたことから、アレヴィー派に緊張が走った。Yavuz Sultan Selimは数万名のアレヴィー派教徒を大虐殺した16世紀のオスマン帝国の統治者である。」<sup>15</sup>

6.1.5 米国国際宗教自由委員会(United States Commission on International Religious Freedom, USCIRF)の2017年年次報告書には次のように記された:

「特に2016年7月のクーデター未遂以降、トルコ政府は様々な人権の制限を強めてきたが、それでもトルコにおける宗教の自由の状態を改善するために前向きな処置をとってきた。政府は宗教的マイノリティコミュニティから収容した資産を返還し、ギリシャ正教大司教が彼らの教会の聖シノドに参加できるよう二重国籍を与え、教科課程を改訂した。

しかしながら、トルコ政府が世俗主義を、公的生活における宗教の不在を要求するものとして厳格に解釈しているため、多数派の逊ニー派イスラムコミュニティも含め、どの宗教コミュニティにも完全な法的立場はなく、すべての宗教コミュニティが国家による統制を受け、礼拝所の維持、聖職者の訓練、宗教教育の提供を行う権利を制限されている。加

---

<http://www.state.gov/j/drl/rls/religiousfreedom/index.htm?year=2015&dlid=256251>  
[アクセス日:2017年6月19日]

<sup>14</sup>欧州委員会(European Commission),「欧州委員会職員作業文書:2016年トルコに関する報告書」(2016年11月9日付)(71頁)

[https://ec.europa.eu/neighbourhood-enlargement/sites/near/files/pdf/key\\_documents/2016/20161109\\_report\\_turkey.pdf](https://ec.europa.eu/neighbourhood-enlargement/sites/near/files/pdf/key_documents/2016/20161109_report_turkey.pdf). [アクセス日:2017年6月2日]

<sup>15</sup>国際危機グループ(International Crisis Group),「トルコの難民危機:恒久的政治」(2015年11月30日付)(16頁)

[https://d2071andvip0wj.cloudfront.net/241-turkey-s-refugee-crisis-the-politics-of-permanence\\_0.pdf](https://d2071andvip0wj.cloudfront.net/241-turkey-s-refugee-crisis-the-politics-of-permanence_0.pdf). [アクセス日:2017年7月25日]

えて、宗教的資産や、国民識別カードへの宗教関係の記載、そして教育に関しては、宗教自由上の懸念が長期にわたり続いている。」<sup>16</sup>

## 6.2 政治的代弁

6.2.1 カナダ移民・難民局 ( Immigration and Refugee Board of Canada ) は、情報の要請を受け、2015年6月に回答する中で様々な情報源を引用しつつ次のように記述した：

「米国の中東政策を推進する米国の非営利団体、ワシントン近東政策研究所 ( Washington Institute for Near East Policy ) の発行した記事には、野党である共和人民党 ( Republican People's Party, CHP ) はアレヴィー人口の『多数派』により支持されていると記述されている。情報源は、CHP 指導者 Kemal Kilicdaroglu が、アレヴィー派であると報告した。ワシントン近東政策研究所は、過去 12 年間で、『CHP のような野党が地方自治体を押さえる 2 ~ 3 の都市を除き、アレヴィー派はほぼ完全に権力から切り離されている』と報告した。」

<sup>17</sup>

6.2.2 英国上院議会の説明書によると、2015年11月の国会選挙で公正発展党( Justice and Development Party, AKP )が議会で 316 議席を獲得し、共和人民党 ( Republican People's Party, CHP ) が 134 議席、国民民主党 ( People's Democratic Party, HDP ) が 59 議席、民族主義者行動党 ( Nationalist Movement Party, MHP ) が 41 議席を獲得した。」<sup>18</sup>

## 6.3 礼拝所

6.3.1 2014年1月にフォーラム 18 は次のように報告した：

「法律に記載はないが、アレヴィー派やプロテスタンクトなどの他のコミュニティが礼拝所としての法律的地位のない建物で礼拝をおこなうことは可能である。しかし、それには法

---

<sup>16</sup>米国国際宗教自由委員会 ( USCIRF: United States Commission on International Religious Freedom ) 「2017 年年次報告書」( p186 )( 2017 年 4 月 26 日付 )  
<http://www.uscirf.gov/sites/default/files/2017.USCIRFAnnualReport.pdf> [ アクセス日 : 2017 年 6 月 19 日 ]

<sup>17</sup> カナダ移民・難民局 ( Immigration and Refugee Board of Canada ) 「トルコ：政治的・宗教的权利を含むアレヴィー派の状況、社会と当局によるアレヴィー派の処遇、国家の保護 ( 2012 年 6 月 ~ 2015 年 5 月 ) 」( 2015 年 6 月 12 日付 ) TUR105167.E  
<http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/ResRec/RirRdi/Pages/index.aspx?doc=455948&pls=1> [ アクセス日 : 2017 年 6 月 19 日 ]

<sup>18</sup> 英国上院議会 ( UK Parliament. House of Lords ) 「トルコの議会選挙」( 2015 年 11 月 )  
<http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/LIF-2015-0046>. [ アクセス日 : 2017 年 6 月 19 日 ]

的、金銭的、そして社会的結果が伴う。

「法的に未承認の建物での礼拝目的の集会や、それをジェムエヴィ (cem house, cemevi)・教会・類似の名での呼称することは、あまりないが、法律上は起訴される。

「金銭的には、法的に登録済みの礼拝所は、資産税を含む多数の税金や、電力料金、水道料金が免除される。建物に礼拝所としての法的地位がない宗教コミュニティはこれらの恩恵を享受できない。」<sup>19</sup>

### 6.3.2 米国務省の 2015 年を期間とする国際宗教自由報告書には次のような記述がある：

「宗教団体に政府への登録は義務付けられていないが、未登録の宗教団体は礼拝所に法的認知を要請できない。礼拝所と認知されない場所で宗教的役務を行うことは違法であり、罰金又は会場閉鎖による刑を受ける可能性がある。慈善や文化的な使命を帯びていれば宗教団体が協会や財団として登録することはできる。但し不動産の所有が許されるのは宗教コミュニティ財団だけである。」<sup>20</sup>

### 6.3.3 同報告書には以下も記述されている：

「アレヴィー派グループが新たなジェムエヴィ (cemevi、礼拝所) を立てることは可能だが、政府は政府宗教局 (Diyanet) からの補助金提供を拒否し続けており、アレヴィー派グループはこの動きを差別的と捉えている。アレヴィー派指導者は、トルコ国内にアレヴィー派のジェムエヴィ (cemevi、礼拝所) は約 2,500 軒から 3,000 件あるが、ニーズを満たすには不十分と報告した。

「[2015 年]8 月に、最高裁判所 (Supreme Court of Appeals) は、ジェムエヴィ (cemevi) が礼拝所であり、水道光熱費の支払いを免除されるべきであるとの下等裁判所の判断を支持した。下等裁判所は、アレヴィー派にはジェムエヴィ (cemevi) が数百年にわたり礼拝所として知られており、ジェムエヴィ (cemevi) を礼拝所として言及した章は憲法に違反せず、違法でもないとした。(2015 年)年末時点で、野党の共和人民党 (Republican Peoples' Party, CHP) が率いる複数の自治体がジェムエヴィ (cemevi) を認知し、水道光熱費料金

---

<sup>19</sup> フォーラム 18 ニュースサービス (Forum 18 News Service) 「トルコ：宗教自由調査、2014 年 1 月」（2014 年 1 月 16 日付）

[http://www.forum18.org/archive.php?article\\_id=1916](http://www.forum18.org/archive.php?article_id=1916) [アクセス日：2017 年 6 月 17 日]

<sup>20</sup> 米国国務省 (US Department of State) 「2015 年国際宗教自由報告書」(第 2 節 : Status of Government Respect for Religious Freedom) (2016 年 8 月 10 日付)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2015&dlid=256251> [アクセス日：2017 年 7 月 25 日]

を免除したが、政府はジェムエヴィ（cemevi）を礼拝所として正式に認めていなかった。」

21

6.3.4 2015年12月に、デイリー・サバハ（Daily Sabah）は新聞記事で次のように報じた：

「アフメト・ダウトオール（Ahmet Davutoğlu）首相は、ジェムエヴィ（cemevi）と呼ばれる、トルコのアレヴィー派マイノリティの礼拝所に法的地位が認められると発表した。

「トルコ国内のアレヴィー派人口の正確な規模は不明だが、国内ではスンニー派イスラム教徒に次ぐ第二の宗教コミュニティを成している。国内の複数の県で、自治体がジェムエヴィ（cemevi）を正式な礼拝所であると宣言している。

「2015年年初に、欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）は、ジェムエヴィ（cemevi）をモスクや教会と同等のステータスの礼拝所として12月に認知するよう促した。2006年8月に、アレヴィー派教会が、ジェムエヴィ（cemevi）は正式に認知されるべきであり、他の礼拝所と同様に料金は政府宗教局（Presidency of Religious Affairs, D.B）の運営する基金で賄われるべきであると主張した。

「法廷は、ジェムエヴィ（cemevi）が礼拝所よりはむしろ精神的な儀式の開かれる集会所であるとのD.Bの見解を根拠にこの協会の申立を棄却した。

「アレヴィー派のアイデンティティ、団体、そしてジェムエヴィ（cemevi）の法的地位の社会的認知は、アレヴィー派コミュニティの様々なグループが何年にもわたり揃って要求してきた事柄だった。トルコのアレヴィー派マイノリティにとってジェムエヴィ（cemevi）は宗教儀式の家だが、これまでのところモスクや教会と同等の法的地位は得ていない。プログラムによると、法的地位を与える取り決めがまとめられ、モスクと同様に、水道光熱費はD.B.が補填することになる。さらに政府は、デデ（アレヴィー派の精神的指導者、Dede）に公的支援を提供する計画も立てている。」<sup>22</sup>

---

<sup>21</sup>米国国務省（US Department of State）、「2015年国際宗教自由報告書：トルコ」（2016年8月10日付）（第2節：政府の慣行）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2015&dlid=256251Date> [アクセス日：2017年6月19日]

<sup>22</sup> デイリー・サバハ紙（Daily Sabah）、「アレヴィー派の礼拝所に法的地位を承認」（2015年12月10日付）

<https://www.dailysabah.com/turkey/2015/12/10/alevi-houses-of-worship-to-be-granted-legal-status.> [アクセス日：2017年6月19日]

6.3.5 米国国際宗教自由委員会（ United States Commission on International Religious Freedom, USCIRF ）の 2017 年年次報告書には次のように記された：

「ジェムエヴィ（ cemevi 、集会所）におけるアレヴィー信仰を、トルコ政府は合法な礼拝所とみなさず、他の礼拝所が享受する法的・金銭的利益の供与を拒否した。」

「 2016 年 4 月に欧州人権裁判所（ European Court of Human Rights, ECtHR ）は、トルコ政府はアレヴィー派の礼拝所と宗教指導者を認知しないことで欧州条約に違反しているとした。しかし 2016 年にトルコ政府は、欧州の複数の国に拠点を置くデデ（アレヴィー派の精神的指導者、 Dede ） 126 名を、『専門家』に任命した。宗教指導者と見なすまでに至らなかつたが、この任命は彼らが各コミュニティの利益を代弁しやすくする、一定の認知につながった。裁判所は更に、自らのコミュニティがどの宗教に属するか（イスラム教かどうか）はアレヴィー派指導者のみが決定することができると裁定した。」<sup>23</sup>

#### 6.4 教育

6.4.1 普遍的・定期的レビュー作業委員会（ Working Group on the Universal Periodic Review ）による 2014 年 10 月の国別報告書に対し、トルコ政府は次のように記述した：

「教育と文化の領域においては、様々な宗教団体に有利となる積極的な措置が継続的に講じられている。この文脈で、国民教育省（ Ministry of National Education, MoE ）は、様々な宗教団体に差別的と受け取られかねない内包的意味を除外するために教科書の年次検証を行っている。さらに、アンカラ第 13 行政裁判所（ Ankara 13th Administrative Court ）は、コミュニティ施設で開設されるプレスクールで、週の特定の曜日又は時間に、国民教育省（ Ministry of National Education, MoE ）のカリキュラムと一緒にアッシリアコースを提供するというアッシリア系国民の要請を妨げるものは何もないと裁定した。」<sup>24</sup>

6.4.2 米国務省の、 2015 年を期間とする国際宗教自由報告書は次のように記した：

「憲法では、公立の小学校・中等学校に宗教・道徳的な義務教育を設けており、その内容は国民教育省（ Ministry of National Education ）の宗教教育課（ Department of Religious Instruction ）が決定する。

<sup>23</sup>米国国際宗教自由委員会（ United States Commission on International Religious Freedom, USCIRF ）、「 2017 年年次報告書」（ 187 - 188 頁）（ 2017 年 4 月 26 日付） <http://www.uscirf.gov/sites/default/files/2017.USCIRFAnnualReport.pdf> [ アクセス日： 2017 年 6 月 19 日 ]

<sup>24</sup>国連人権理事会（ UN Human Rights Council ）人権理事会決議の添付書類段落 5 に則り提出された国別報告書（ 16/21 : トルコ、 2014 年 10 月 30 日付） A/HRC/WG.6/21/TUR/1 （段落 55, 59 ） <http://www.refworld.org/country,,UNHRC,,TUR,,54c108254,0.html> [ アクセス日： 2017 年 6 月 27 日 ]

「同法は、小学校、中等学校、高等学校を含む 12 年間の宗教教育を義務付けている。宗教の授業は、4 年生から 8 年生まで週 2 時間、9 年生から 12 年生までは週 1 時間が必修とされる。認知された宗教マイノリティの一員である生徒は、免除を申請することができる。認知されているイスラム以外の宗教グループのメンバーには、宗教教育の免除が法律的に認められている。無神論者や、不可知論者、アレヴィー派、非スンニー派イスラム教徒、バハーイー教徒 ( Bahai ) ヤジディ教 ( Yezidi ) には免除は一切認められない。イスラム宗教コースは、中等学校の正規履修時間の中でも、週 2 時間ほど選択科目として履修することもできる。」<sup>25</sup>

#### 6.4.3 同じ情報源が以下も記述している：

「欧州人権裁判所 ( ECHR ) の決定後、当局は宗教教育のカリキュラムにアレヴィー派 ( Alevism ) に関する資料を加えたものの、多くのアレヴィー派はこの資料が不十分であり、場合によっては不正確だと述べている。( 2015 年 ) 3 月に、国民教育大臣 Nabi Avci は、アレヴィー派-ベクタシュ ( Bektashi ) 信仰を教えるアレヴィー派の学校の建設を支援するために、ヘルピング・ハンズ財団 ( Helping Hands Foundation ) と協力すると述べた。( 2015 年 ) 年末時点でその学校はまだ開校していない。アレヴィー派は国民教育省 ( Ministry of National Education ) との間に未解決の差別案件を多数抱えており、( 2015 年 ) 年末時点で係争中である。

「非スンニー派イスラム教徒は、特に識別カードに『イスラム教』と記載されている場合に、小学校・中等学校で必修とされる宗教教育の免除が認められにくいと述べた。プロテスタントを含む他の宗教マイノリティ集団の構成員も、免除がなかなか認められないと述べていた。政府は、この必修教育が世界の様々な宗教を扱うと述べたが、アレヴィー派とシリア正教コミュニティのメンバーをはじめとする宗教団体は、これらのコースは主にスンニー派のハナフィー法学派のイスラム教義を反映しており、他の宗教団体については否定的で不正確な情報を含んでいると述べた。政府は非イスラム教徒が卒業に向けて必修のコースワークを充足できるよう、他の選択科目も選べるようにしているが、非スンニー派イスラム教徒は、スンニー派イスラムの様々な側面に関する選択科目しか選べなくなっていることが多いと報告した。( 2015 年 ) 2 月に、国民教育省 ( National Education Ministry ) の宗教教育総局 ( Directorate General of Religious Education ) は、各県知事に覚書を出し、識別カードにキリスト教やユダヤ教と記載される児童を除く全員を、識別カードに宗教・

---

<sup>25</sup>米国国務省 ( US Department of State ) 「 2015 年国際宗教自由報告書：トルコ」 ( 2016 年 8 月 10 日付 ) ( 第 2 節：法的枠組み )

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2015&dlid=256251> [ アクセス日 : 2017 年 6 月 19 日 ]

宗派の記載のない者も含め、必修の宗教の授業に登録させるよう命じた。」<sup>26</sup>

#### 6.4.4 2015年2月に、アルジャジーラは次のように報じた：

「欧洲人権裁判所（European Court of Human Rights）（ECHR）はトルコによる控訴を棄却し、中等学校で必修とされる宗教の授業を『教育を受ける権利』の侵害に当たるとする2014年9月の裁定を支持した。

「申立人は、改訂された教科書（欧洲人権裁判所（ECHR）による他の2007年の判決を受けて修正された）が依然としてアレヴィー信仰を『独立した宗教体系ではない、伝統又は文化』として扱っていると主張した。

「裁判所の裁定では [...] 教科書が修正された後でも、トルコの教育制度は依然として差別的であると述べた。

「『トルコは、特に、生徒の両親が自身の宗教的・哲学的信条を開示せずとも生徒が宗教と倫理の授業を免除されるシステムを導入することにより、遅滞なく状況を是正しなければならない』と法廷で述べられた。

「トルコの法によると、中等学校で必修とされる宗教教育を免除されるのはキリスト教徒とユダヤ教徒だけである。

「与党である公正発展党（Justice and Development Party, AKP）の議員、Ahmet Iyimayaはアルジャジーラに対し、トルコは判決に従って行動すると述べた。」<sup>27</sup>

#### 6.4.5 米国国際宗教自由委員会（United States Commission on International Religious Freedom, USCIRF）の2017年年次報告書には次のように記された：

「トルコ政府は、小学校と中等学校の生徒に、国民教育省（Ministry of National Education）が設けた、必修の『宗教文化と道徳知識』のコースへの出席を義務付けている。非イスラム教徒の児童は免除されるものの、自身の宗教・宗派（又はそれが無いこと）を開示しな

---

<sup>26</sup>米国国務省（US Department of State）、「2015年国際宗教自由報告書：トルコ」（2016年8月10日付）（第2節：政府の慣行）

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2015&dlid=256251> [アクセス日：2017年6月19日]

<sup>27</sup> アルジャジーラ。「欧洲裁判所がトルコの学校に関する宗教判決を支持」（2015年2月19日付）

<http://www.aljazeera.com/news/middleeast/2015/02/europe-court-upholds-religion-ruling-turkey-schools-150218085054274.html> [アクセス日：2017年6月19日]

ければならないことが多く、社会的追放につながりかねない。欧州人権裁判所 ( European Court of Human Rights, ECtHR ) は 2014 年に、生徒に自身の宗教・宗派の開示を要求することは欧州条約の違反であると裁定したが、非政府組織から USCIRF にトルコの一部の学校ではこの決定が支持されていないとの連絡が続いている。このコースで使われる教科書も、イスラム教以外の宗教に関して表面的に誤解を呼ぶ限られた情報を記載していると批判されている。好ましい進展としては、2017 年 2 月 8 日に、教育大臣 İsmet Yılmaz は、必修の宗教コースはすべて ECtHR の判決を尊重し、すべての宗教を平等に扱い、他の全宗教を差し置いてスンニー派イスラムを取り上げることは一切ないと発表した。」<sup>28</sup>

## 6.5 識別カード上の宗教

### 6.5.1 米国務省の 2015 年を期間とする国際宗教自由報告書は次のように記した：

「憲法で何者も宗教的信条の開示を強制されないと規定があるにもかかわらず、国民識別カードには宗教識別欄がある。国民識別カードには、イスラム教、ギリシャ正教、キリスト教、ユダヤ教、ヒンドゥー教、ゾロアスター教、儒教、道教、仏教、無宗教、その他の種別がある。申請者はこの欄を空欄にすることも選択できる。トルコ国内に存在が認められるバハーアー教徒 ( Bahai ) アレヴィー派、ヤジディ教 ( Yezidi ) などの宗教集団は選択肢に挙げられていない。」<sup>29</sup>

### 6.5.2 米国国際宗教自由委員会 ( United States Commission on International Religious Freedom, USCIRF ) の 2017 年年次報告書には次のように記された：

「2010 年に欧州人権裁判所 ( European Court of Human Rights, ECtHR ) は、トルコの識別カード上の宗教・宗派の必須項目は欧州条約に違反すると裁定した。その後、トルコ議会がこの要件をカード券面から削除する法案を通過させた。2017 年 1 月 2 日に施行された新たな識別カードは、カード所有者の宗教識別を、カードのマイクロチップに任意のバイオデータポイントとして保持するが、券面では表示していない。宗教マイノリティコミュニティの間ではこれを前進と捉えているが、宗教・宗派に関するバイオデータ項目が空

---

<sup>28</sup>米国国際宗教自由委員会 ( United States Commission on International Religious Freedom, USCIRF ) 「2017 年年次報告書」( p187-188 )( 2017 年 4 月 26 日付 )  
<http://www.uscirf.gov/sites/default/files/2017.USCIRFAnnualReport.pdf> [ アクセス日 : 2017 年 6 月 19 日 ]

<sup>29</sup>米国国務省 ( US Department of State ) 「2015 年国際宗教自由報告書：トルコ」 ( 2016 年 8 月 10 日付 ) ( 第 2 節：法的枠組み )  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/religiousfreedom/index.htm?year=2015&dlid=256251> [ アクセス日 : 2017 年 6 月 19 日 ]

欄又はイスラム教でない場合に差別を誘発しかねないと懸念している。」<sup>30</sup>

## 6.6 放送メディア

6.6.1 2016年トルコに関する進捗報告書(対象期間:2015年10月~2016年9月)の中で、欧州委員会(European Commission)は次のように報告した:

「政府によるメディアグループの乗っ取りが続いた。受託管理人は無数のジャーナリストを解雇する一方で編集方針を修正した。 [...] クーデター未遂後に政府は、主にギュレン運動とのリンクがあると言われたテレビチャンネルやラジオ局の閉鎖を命じる法令を発行した。しかしこうした閉鎖や停止の措置は、アレヴィー派のチャンネル1つと複数の野党政党のチャンネルも含め、クルド語で放送する多数のチャンネルにまで対象が拡大された。(2015年)10月末には、約90名のジャーナリストに逮捕状が発行され、20以上のニュースウェブサイトへのアクセスがブロックされ、29の出版会社の免許が取り消される一方で、46のテレビチャンネルとラジオ局、通信社が5社、新聞では55紙、雑誌は18誌が閉鎖された。 [...] これらの制限的措置は均衡がとれているか、国際基準との整合性はあるかという点は、非常事態下であったことも含めて疑わしい。

「クルド語で、そしてアレヴィー文化について出版や放送を行う多数のメディアを閉鎖するトルコ当局の決定は懸念を呼んでいる。」<sup>31</sup>

## 6.7 2016年7月のクーデター未遂以降の状況

6.7.1 カナダ移民・難民局(Immigration and Refugee Board of Canada)は、情報の要請を受け、2017年1月に回答する中で様々な情報源を引用しつつ次のように記述した:

「シドニー大学(University of Sydney)の研究助手も、2016年のクーデター未遂以降のトルコ当局によるアレヴィー派の扱いについて次のように述べた:『クーデター未遂後、国

---

<sup>30</sup>米国国際宗教自由委員会(United States Commission on International Religious Freedom, USCIRF)、「2017年年次報告書」(p187-188)(2017年4月26日付)  
<http://www.uscirf.gov/sites/default/files/2017.USCIRFAnnualReport.pdf> [アクセス日:2017年6月19日]

<sup>31</sup>欧州委員会(European Commission),「欧州委員会職員作業文書:2016年トルコに関する報告書」(2016年11月9日付)(72頁)  
[https://ec.europa.eu/neighbourhood-enlargement/sites/near/files/pdf/key\\_documents/2016/20161109\\_report\\_turkey.pdf](https://ec.europa.eu/neighbourhood-enlargement/sites/near/files/pdf/key_documents/2016/20161109_report_turkey.pdf) [アクセス日:2017年6月2日]

家レベルでは、政府が国の非常事態宣言を出し、数千名に及ぶ政府職員や、武官、学者、ジャーナリストを拘留はじめた。ソーシャルメディアでは、勾留された兵士や政府職員の多くはアレヴィー派だったとのニュースが出回ったが、それらのニュースが正しかったのかは判断が難しい。しかしながら、公正発展党(Justice and Development Party, AKP)政権、特に元首相で現大統領のエルドアンが公の場でアレヴィー派を何度も中傷していることはよく知られている。』

「2016年の報告書の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、特にアレヴィー派の間で人気のある23のラジオ局とテレビ局の閉鎖を命じるために、トルコ政府は国家の非常事態宣言の法令を出したと記述した。同様に、複数の情報源が、アレヴィー派の視聴するTV 10の閉鎖を報告している。」<sup>32</sup>

6.7.2 外交問題評議会(Council on Foreign Relations)が2017年1月に発行した記事は次のように記述している：

「アレヴィー派は、レジェップ・タイアップ・エルドアン大統領の、トルコを反体制派や異なるライフスタイルさえも相いれない場所に変えようとする動きを恐れている。彼らは、政府は自分たちをスンニー派シリア難民と入れ替えることで、それまでの歴史ある拠点から放り出したと非難している。トルコのアナトリア地方では、海外支援団体や、公正発展党(Justice and Development Party, AKP)そして彼ら自身で資金を出した数千名のシリア人が、家賃の安いアレヴィー派の多い地域に移転された。例えば2016年3月に、政府は新たな開発サイト用にスペースを空けるため、Kucuk Armuthluにある民家数軒を取り壊したが、これにより多数の現地住民が立ち退かされている。」<sup>33</sup>

## 7. 社会的差別

### 7.1 社会の態度

7.1.1 米国務省の2015年を期間とする国際宗教自由報告書は次のように記述した：

---

<sup>32</sup> カナダ移民・難民局(Immigration and Refugee Board of Canada, IRB)「トルコ：2016年7月のクーデター未遂後のクルド人とアレヴィー派の大都市を含む状況と遭遇(2016年7月～2017年1月)」TUR105723.FE. (2017年1月26日付)

<http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/ResRec/RirRdi/Pages/index.aspx?doc=456925&pls=1> [アクセス日：2017年6月19日]

<sup>33</sup>外交問題評議会(Council on Foreign Relations)、「トルコとアレヴィー派」(2017年1月5日付)

<https://www.foreignaffairs.com/articles/turkey/2017-01-05/turkey-and-alevis..> [アクセス日：2017年6月28日]

『2件の別個のインシデントで、身元不明の狙撃者がアレヴィー派指導者3名に発砲した。 [...] アレヴィー派イスラム教徒の所有する住居が20軒以上破壊された。』<sup>34</sup>

7.1.2 2015年を対象期間とする米国務省(US State Department)の2016年の報告書によると、アレヴィー派とその他の宗教マイノリティ集団は、しばしばヘイトスピーチや差別の対象にされている。<sup>35</sup>

7.1.3 カナダ移民・難民局(Immigration and Refugee Board of Canada)は、情報の要請を受け、2015年6月に回答する中で様々な情報源を引用しつつ次のように記述した：

「トルコ政治史を専門とする調査理事(Research Directorate)でジョージア・リージェンツ大学(Georgia Regents University)歴史文化人類学哲学科の教授との書簡では、『熱心なスンニー派イスラム教徒を自認する者に、アレヴィー派のことを無信仰者又は悪魔崇拜者だと感じる向きもある』と説明された。他の情報源は、『多くの』スンニー派イスラム教徒はアレヴィー派の慣習の一部を『異端』と見なしていると述べた……教授は、同様に、アレヴィー派に対する差別は、密かにも、どちらかと言えばあからさまにも、トルコ全土で発生していると述べた。これに対し、トルコの国内・海外政策の問題に関するニュースや分析を取り上げる、中央アジア・コーカサス研究所(Central Asia-Caucasus Institute)とシルクロード合同研究センター(Silk Road Studies Joint Center)による隔週発行の刊行物、Turkey Analystの2014年の記事は、『反アレヴィーの先入観がますます頻繁に』『公正発展党(Justice and Development Party, AKP)指導部の構成員』から発せられているが、『スンニー派全体の中では』反アレヴィーの気運は特に高まっておらず、大半のスンニー派とアレヴィー派は日常の中であまり問題もなく共存している」と記述した。」<sup>36</sup>

7.1.4 情報の要請に対する同じ回答の中で、カナダ移民・難民局(Immigration and Refugee

---

<sup>34</sup>米国国務省(US Department of State)、「2015年国際宗教自由報告書：トルコ」(2016年8月10日付)(第2節：法的枠組み)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2015&dlid=256251> [アクセス日：2017年6月19日]

<sup>35</sup>米国国務省(US Department of State)、「2016年人権慣行に関する国別報告書」(第6節：その他の社会的な暴力や差別)(2017年3月3日付)

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dlid=265482> [アクセス日：2017年6月19日]

<sup>36</sup>カナダ移民・難民局(Immigration and Refugee Board of Canada)、「トルコ：政治的・宗教的権利を含むアレヴィー派の状況、社会と当局によるアレヴィー派の待遇、国家の保護(2012年6月～2015年5月)」(2015年6月12日付) TUR105167.E

<http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/ResRec/RirRdi/Pages/index.aspx?doc=455948&pls=1> [アクセス日：2017年6月19日]

Board of Canada ) は、アレヴィー派に対する暴力のインシデントに関し、情報源からは次のような報告があったと述べた：

・「2012 年のラマダンの月に、夜明け前のラマダン食を摂るために、人々を眠りから呼び覚ます用途のドラムの音を、アレヴィー派の家族が止めようとした後に、自宅が現地住民に囲まれた。その家は投石され、傍の小屋には火がつけられた。

・「2012 年 8 月にハリエット・ディリー・ニュースに次のように報じた：

『イスタンブールのカルタル ( Kartal ) 地区で放火犯がジェムエヴィ ( cemevi ) に火をつけようとした ( 同書 )』同記事によると、放火未遂の前日に、近隣に住むアレヴィー派 25 世帯の家が何者かに印をつけられていた。

・「2013 年 12 月に、アレヴィー派 13 世帯の家が赤いペンキで印をつけられた。同様の事件は 1978 年にアレヴィー派が殺害された際にも起こっている。マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル ( Minority Rights Group International )( MRG ) は、これをアドゥヤマン ( Adiyaman ) 県での出来事であると示した。

・「トゥデイズ・ザーマン ( Today's Zaman ) の記事によると、2014 年 10 月に、イスタンブールのアレヴィー派が多数居住する地域で、9 棟のアパートの建物に『アレヴィー派とクルド人に死を。ISIL』と書かれたメッセージの印がつけられた。

・「2014 年 11 月に、トルコのサッカークラブに所属するデニス・ナキ ( Deniz Naki ) 選手が、アレヴィー派でありクルド系であるための身体的な攻撃を受け、『侮辱された』。ハリエット・ディリー・ニュースは、彼はアレヴィー派であるために過去にも虐待された経験があると報じた。トルコとドイツの二重国籍を持つ彼はクラブを脱退してドイツに帰国した。」<sup>37</sup>

## 7.2 2016 年 7 月のクーデター未遂以降の状況

7.2.1 外交問題評議会 ( Council on Foreign Relations ) が 2017 年 1 月に発行した記事は次のように記述した：

「[2016 年]7 月 15 日のクーデター未遂以降、緊張が特に高まっている。ここまでアレヴィ

<sup>37</sup> カナダ移民・難民局 ( Immigration and Refugee Board of Canada ) 「トルコ：政治的・宗教的権利を含むアレヴィー派の状況、社会と当局によるアレヴィー派の待遇、国家の保護 ( 2012 年 6 月～ 2015 年 5 月 )」( 2015 年 6 月 12 日付 ) TUR105167.E  
<http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/ResRec/RirRdi/Pages/index.aspx?doc=455948&pls=1>  
[アクセス日：2017 年 6 月 19 日]

ー派は大量検挙を免れているものの、国家の非常事態宣言ではトルコのマイノリティコミュニティが厳戒態勢に入った。確かにクーデター未遂の夜には、イスタンブルのガズィ (Gazi) 周辺で公正発展党 (Justice and Development Party, AKP) 党員と、あえて政府支持に向けて結集しなかったアレヴィー派の間に衝突があった。数マイル離れた Kucuk Armutlu 周辺では、政府を支持する抗議者が進み出て、拡声器をアレヴィー派に向け大声で参加を要求した。アレヴィー派が拒否した際、抗議者たちは彼らを裏切り者と呼んだが、衝突せずに去った、と Sinan Yesilyurt (21) は述べた。<sup>38</sup>

7.2.2 米国務省 (US State Department) の 2016 年の報告書によると、「[2016 年]7 月 15 日のクーデター未遂後に、多くのアレヴィー派が暴力の脅威があり、アレヴィー派の多い地区での攻撃を警察が未然に防いだと報告した。[2016 年]7 月 17 日に、マラティヤ (Malatya) のアレヴィー派の多い地域に抗議者が、クーデター未遂に関連するスローガンを叫び、アレヴィー派を中傷しながら侵入した。[2016 年]8 月 18 日には、イスタンブルの Kucukcekmece 近郊で武装集団が、Garip Dede Cemevi (礼拝所) の前で複数回発砲した。負傷者は報告されていない。年末時点で、警察は攻撃者を特定していない」とのことである。」<sup>39</sup>

7.2.3 カナダ移民・難民局 (Immigration and Refugee Board of Canada) は、情報の要請を受け、2017 年 1 月に回答する中で様々な情報源を引用しつつ次のように記述した：

「研究部門に送られた書簡の中で、ボアズィチ大学 (Boğaziçi University) とロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの卒業生で、四散したアレヴィー運動の変容に関する博士論文を書いた、シドニー大学 (University of Sydney) の研究助手は、2016 年のクーデター未遂以降のトルコ社会によるアレヴィー派の処遇に関して、次のように述べた。『トルコでは 2016 年のクーデター未遂後に、政府は国民に、道路に出ていわゆるクーデターに抗議するよう呼びかけた。一部の抗議者は、道路での雰囲気に煽られ、特にアレヴィー人口の多い地域の一部で暴力的になった。一例としては、マラティヤ (Malatya) 市の Pasakosku 地区があり、大衆が道路に集まってアレヴィー派住民を侮辱した。他の例としては、アン

---

<sup>38</sup>外交問題評議会 (Council on Foreign Relations) 「トルコとアレヴィー派」(2017 年 1 月 5 日付)

<https://www.foreignaffairs.com/articles/turkey/2017-01-05/turkey-and-alevis..> [アクセス日：2017 年 6 月 28 日]

<sup>39</sup>米国国務省 (US Department of State) 「2016 年人権慣行に関する国別報告書」(第 6 節. その他の社会的な暴力や差別)(2017 年 3 月 3 日付)

[http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dlid=265482.](http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2016&dlid=265482) [アクセス日：2017 年 6 月 19 日]

タキヤ (Antakya) で発生した事例で、暴力集団がアラブ系アレヴィー派を攻撃した。他にも嫌がらせの事例が、イスタン布尔の Gazi、Nurtepe、Ikitelli、Sari Gazi、Okmeydani、並びにアンカラの Tuzlucayir、Maras の Pazarcik[で発生した]。』

「さらにボイス・オブ・アメリカ (VOA) は、2016年7月16日にマラティヤ (Malatya) で、エルドアン支持者によるアレヴィー派宗教マイノリティコミュニティへの攻撃が発生したと報じた。人権を専門とする弁護士、Erdal Dogan はアル-モニターに対し、アレヴィー派の多い地域で『私刑の陰謀』があり、治安に関するアレヴィー派の懸念を裏付けていると述べた。

「イスタン布尔の社会学者はアル-モニターに対し、国家の非常事態宣言がトルコ東部のアレヴィー派コミュニティに与える影響が懸念されると述べた。この社会学者はアル-モニターに、デルシム (Dersim) 市の複数の地域が『特別区』の宣言を受けており、それが移動の自由と農業・家畜業者の生業に大きな影響を与えると知らせた。」<sup>40</sup>

### 7.3 テロリスト集団の脅威

7.3.1 クリスチャン・ソリダリティ・ワールドワイドは2016年4月に次のように報告した：「トルコの宗教・民族的マイノリティの安全が危うい。トルコの国境線が抜け穴だらけでイスラム過激派がシリアやイラクから行き来しやすく、政府がクルド人と非対称戦争を行っていることもその一因である。」<sup>41</sup>

7.3.2 フォーラム 17 からは次のような記述がある：

「2016年3月16日に、安全局 (General Directorate of Security) は警察に対し、Daesh (IS) メンバーが、ユダヤ教徒やキリスト教徒が見つかりそうな場所を捜索している可能性があり、ヒズボラ/イリムのイスラム教集団も攻撃を仕掛ける可能性があると警告した。安全局 (General Directorate of Security) が挙げた理由の一つは、これらのグループは新約聖書やその他の宗教的なパンフレットや本の配布を嫌うからというものだった。警察は、

<sup>40</sup> カナダ移民・難民局 (Immigration and Refugee Board of Canada, IRB) 「トルコ：2016年7月のクーデター未遂後のクルド人とアレヴィー派の大都市を含む状況と遭遇 (2016年7月～2017年1月)」 TUR105723.FE.」 (2017年1月26日付)  
<http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/ResRec/RirRdi/Pages/index.aspx?doc=456925&pls=1>. [アクセス日：2017年6月19日]

<sup>41</sup> クリスチャン・ソリダリティ・ワールドワイド。「宗教や信条の自由と、表現の自由」(2016年4月)(6頁)

[http://docs-eu.livesiteadmin.com/dc3e323f-351c-4172-800e-4e02848abf80/2016-03-turkey.pdf.](http://docs-eu.livesiteadmin.com/dc3e323f-351c-4172-800e-4e02848abf80/2016-03-turkey.pdf) [アクセス日：2017年7月25日]

特に首都アンカラにあるユダヤ教と、キリスト教、イスラム教シーア派の礼拝所に連絡して保護するよう依頼された [...]

「最近のインシデントはこうした脅威が継続していることを示している。警察は、Daesh (IS) のテロリストと疑われる者を捉えたが、トルコ東南部ガズィアンテプ (Gaziantep) にあるアレヴィー派のジェムエヴィ (cem house, cemevi) の写真を所持していたと、Dogan News Agency は[2016年]9月17日に報じた。尋問により、彼はジェムエヴィに爆弾攻撃を企てていたグループの一員と判明した。警察はその後、ジェムエヴィ (cem house) を保護する措置を取った。アレヴィー文化協会 (Alevi Culture Associations) 会長の Yilmaz Demirdelen からは、彼らが非常に重大な脅威に直面しているとのコメントがあったと [2016年]9月17日付けの Cumhuriyet 紙で報じられている。彼は、脅威がなくなるまで警察のプレゼンスを継続するべきだと付け加えた。」<sup>42</sup>

7.3.3 外交問題評議会 (Council on Foreign Relations) が 2017 年 1 月に発行した記事は次のように記述した：

「 [...] 世俗的慣習により、アレヴィー派は逊ニー派イスラム教の ISIS 強硬派に標的にされやすくなっている。警察は既に、トルコ東南部のシリア国境に近いガズィアンテプ (Gaziantep) 市でアレヴィー派に対する策略 2 件を阻止した。

[2016年]9月17日に、警察は ISIS メンバーと疑われる者を、アレヴィー派の宗教・文化センターである cem evi に爆弾を仕掛けようとした罪で逮捕した。その後の[2016年]10月16日には、組織の支部を急襲した際に、当局によるとアレヴィー派とクルド人を襲おうとしていたテロリスト 2 名が自爆し、トルコの警察官 3 名が死亡した。

「アレヴィー派コミュニティのメンバーは、自分たちは迫害と無縁ではないと言う。多くの者が、逊ニー派でないという理由で、ISIS はアレヴィー派を殺害したがっており、一部の強硬派は、シリアの大統領 Bashar al-Assad とその政権の宗派であるシリア系アレヴィー派との関連を疑っていると述べた。しかし、アレヴィー活動家の Vedat Kara の言葉を借りれば『ただの宗派同士の争いではない。ISIS は単に私たちをターゲットに使いたいだけだ。』」<sup>43</sup>

---

<sup>42</sup> フォーラム 18。「トルコ：信条の自由と安全上の脅威」(2016年10月13日付)  
[http://www.forum18.org/archive.php?article\\_id=2224](http://www.forum18.org/archive.php?article_id=2224). [アクセス日：2017年6月19日]

<sup>43</sup>外交問題評議会 (Council on Foreign Relations) 「トルコとアレヴィー派」(2017年1月5日付)  
<https://www.foreignaffairs.com/articles/turkey/2017-01-05/turkey-and-alevis..> [アクセス日：2017年6月28日]

### 7.3.4 同記事は次のように続けた：

「アレヴィー派-政府間の不信が続く間にも、彼らを分断させようとする ISIS のまさにその試みが、皮肉ではあるが、両サイドを一つにするかもしれない。Tomar が説明するように、ガズィアンテプ ( Gaziantep ) でアレヴィー派への攻撃を防いだトルコ警察の活躍により、ISIS は、アレヴィー派とマジョリティであるスンニー派の共通の敵となり、意図のないまま両者に結局が生じたのである。

「これは、ISIS が恐怖と分断を煽ろうとしたのが、トルコ政府がこれ以上国内で敵を作れない時だったからである。クーデター未遂以降、政府はクルド系やギュレン主義の機関を、一部はテロ容疑でも粛清してきた。解雇・停職者は 125,000 名以上に上り、少なくとも 40,000 名が拘留された。

「『アレヴィー派に関する政府の見解は、特にクルド系アレヴィー派については的違いでない。しかし政府は統一戦線を生み出すために、アレヴィー派を ISIS から守ろうとしている』とトルコの法執行官が匿名を条件に述べた。『現時点で、政府はアレヴィー派を味方に付ける必要がある。』

「アレヴィー派への ISIS の脅威は目新しくないが、政府は直近 7 カ月ほど、珍しくアレヴィー派に注意を払っていると Boyraz は述べた。『ここ 5 年間、アレヴィー派が攻撃されるという情報は無視されていた。今は ISIS との戦いに直接[結びつく]だけに、政府にとって重要性が増している。』」

「アレヴィー派は、政府の保護を信じていないが、他のトルコ国民と同様に ISIS の継続的な攻撃を恐れていると言う。しかし活動家は、もしも公正発展党( Justice and Development Party, AKP )が真に連帯の手を差し延べるならば、彼らは握り返すだろうとも述べた。ISIS は彼らが一つの国として共に対峙しなければならない共通の敵である。アレヴィー派の学生、Ali Yildirim の言葉によると『ISIS はスンニー派イスラム教だろうがアレヴィー派だろうが、無差別に罪のない人を狙っている。』但し、助けに来るなら、すぐに来てもらわなければならない。ISIS の脅威は『怖くて悲しい』と Yildirim が続けた。『時々、良い未来への希望を無くしそうになる。』」<sup>44</sup>

---

<sup>44</sup>外交問題評議会 ( Council on Foreign Relations ) 「トルコとアレヴィー派」( 2017 年 1 月 5 日付 )

<https://www.foreignaffairs.com/articles/turkey/2017-01-05/turkey-and-alevis>. [アクセス日 : 2017 年 6 月 28 日]

## バージョン管理及び連絡先情報

### 連絡先

本情報ノートについて質問があり、貴職のラインマネージャー、上級ケースワーカー又は技術スペシャリストが貴職の力になることができない場合、あるいは本情報ノートに事実誤認があると貴職が考えるとき、[国別政策・情報チームまで電子メールを送信していただきたい。](#)

本情報ノートにフォーマットエラー（リンク切れ、スペルミス等）があることに気付いた場合、又はレイアウトやナビゲーションについてコメントがあれば、[指針・規則・様式チーム（Guidance, Rules and Forms Team）まで電子メールを送信することができる。](#)

### 承認

本情報ノートの承認に関する情報は下記の通り。

第 2.0 版

2017 年 8 月 2 日から発効

### 本書の直近版からの変更点

国別情報の更新